

国土交通省告示第 号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十六条第三号の規定に基づき、平成六年建設省告示第七百十六号の一部を次のように改正する。

平成十五年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

第三を次のように改める。

第三 周囲の状況

畜舎等の周囲の状況が、次のいずれかに適合するものであること。

一 次のイ及びロに適合する畜舎等にあつては、六メートル以内に建築物又は工作物（当該畜舎等に附属する不燃性を有する建築材料で造られたものを除く。次号において同じ。）が存しないこと。

イ 階数が一であるもの

ロ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域以外の区域内にあるもの

二 前号に掲げるもの以外の畜舎等にあつては、二十メートル以内に建築物又は工作物が存しないこと。